

毎週火・金曜日発行（但休日・休日は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

◇告示 目次

- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 生活保護法による指定医療機関の辞退
- 結核予防法による医療機関の指定
- 結核予防法による医療機関の辞退
- 保健婦助産婦看護婦法による准看護婦養成所の指定
- 昭和二十八年七月鳥取県告示第三百二十五号の廃止
- 収入証紙小売さばき人の指定
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催
- ◇公告 鳥取県社会教育委員会候補者を推薦する期日及び推薦書様式
- 昭和三十八年二級建築士試験実施要領
- 昭和三十八年三月十五日付け鳥取県告示第百八号中訂正
- ◇正誤

鳥取県告示第二百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和三十八年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 指定年月日 | 名 称 | 所 在 地 | 診療科名 | 開設者名 |
|------------|------|-------|--------|------|
| 昭和三十八年四月十日 | 米子病院 | 米子市日原 | 精神科、内科 | 松本 久 |

鳥取県告示第二百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和三十八年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

告 示

指定年月日 名称 所在地 診療科 開設者名
昭和三十八年 由良 東伯郡大栄町由良 齒科 西田新太郎
一月二日 齒科医院 良宿五五六番地

鳥取県告示第二百十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年五月七日

鳥取県知事 石 破 二郎

名称 所在地 診療科 廃止理由 廃止年月日

橋本 東伯郡大栄町 齒科 一身上昭和三十七年
齒科医院 大字由良宿 齒科 の都合 十二月三十一日

鳥取県告示第二百二十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退

があつたので、同法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。
昭和三十八年五月七日

鳥取県知事 石 破 二郎

辞退年月日 指定医療機関 所在地
昭和三十七年十月三十一日 伊王野医院 東伯郡泊村大字園六七三
昭和三十八年二月二十一日 前場 医院 倉吉市上福田

鳥取県告示第二百二十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。
昭和三十八年五月七日

鳥取県知事 石 破 二郎

指定年月日 指定医療機関 所在地
昭和三十七年十二月十日 伊王野医院 東伯郡泊村大字園六七三
昭和三十八年一月一日 土井 東郷町松崎字城山六七六の四

三月一日 前場 倉吉市上福田五〇二の二

鳥取県告示第二百二十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、同法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年五月七日

鳥取県知事 石 破 二郎

辞退年月日 指定医療機関 所在地
昭和三十八年三月三十一日 厚生 病院 倉吉市越殿町一、四〇八番地

鳥取県告示第二百二十三号

保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十二條第二号の規定による准看護婦養成所を昭和三十八年四月一日次のように指定した。

昭和三十八年五月七日

鳥取県知事 石 破 二郎

名称 鳥取県立准看護学院
位置 鳥取県倉吉市越殿町一四〇八番地
設置者 鳥取県

鳥取県告示第二百二十四号

昭和二十八年七月鳥取県告示第三百二十五号(厚生病院准看護学院指定について)は、昭和三十八年三月三十一日限り廃止する。

昭和三十八年五月七日

鳥取県知事 石 破 二郎

鳥取県告示第二百二十五号

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)第五条第二項の規定により、収入証紙小売さばき人を次のとおり指定した。
昭和三十八年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗
 指定 小 売 住 所 売 場 所 指定年月日
 番号 さばき人
 三二一 中原 慶治 鳥取市元魚 同上 昭和三十八年
 町三丁目 五月二日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百四条第
 一項の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十八年五月七日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 鳥取地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十八年五月三十日 午後一時から

鳥取市吉方町 鳥取警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 鳥取市卯塚一七八の五

自動車運転者 谷 口 嘉 好

二 倉吉地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十八年六月六日 午後一時から

倉吉市明治町 倉吉警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 倉吉市西倉吉町番地不詳

自動車運転者 杉 本 勇

(2) 東伯郡関金町大字堀二〇一五

自動車運転者 三 崎 利 明

(3) 東伯郡羽合町長瀬一〇四五の一

自動車運転者 松 村 年 春

(4) 倉吉市上余戸二〇六

三 米子地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十八年五月二十三日 午後〇時三十分から

米子市万能町 米子警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 米子市皆生一九三四

自動車運転者 荒 川 貞 芳

(2) 米子市夜見町二〇五

自動車運転者 松 本 智 春

(3) 米子市大袋三三五

自動車運転者 小 林 速 満

(4) 西伯郡伯仙町福万三三七の一

自動車運転者 船 越 一 夫

(5) 境港市松ヶ枝町番地不詳

自動車運転者 箕 矢 愛 雄

(6) 日野郡日野町舟場二五一一
自動車運転者 佐々木 一 義

公 告

鳥取県社会教育委員に関する条例（昭和24年10月鳥取
 県条例第61号）による鳥取県社会教育委員の委嘱を行な
 うに当たり、県内に事務所を有する各社会教育関係団体
 が、鳥取県社会教育委員候補者を推薦する期日及び推薦
 書様式は、次のとおりとする。

昭和38年5月7日

鳥取県教育委員会委員長 萩 原 治 郎

推薦期間 昭和38年5月10日から昭和38年5月20日まで

推薦様式

昭和38年5月7日

鳥取県教育委員会教育長殿

推薦団体代表者 氏 名 ①

鳥取県社会教育委員候補者の推薦について

鳥取県社会教育委員候補者に下記の者を推薦します。

候補者氏名
 生年月日
 住 所
 職業 (勤務先)
 当該団体における役職名
 最終卒業学校名

建築士法 (昭和25年法律第202号) 第13条の規定による昭和38年2級建築士試験を次の要領により実施する。

昭和38年5月7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和38年2級建築士試験実施要領

第1 受験資格

昭和38年7月27日までに次の各号の1に該当する者

- (1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学若しくは高等専門学校旧大学令 (大正7年勅令第388号) による大学又は旧専門学校令 (明治36年勅令第61号) による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれ等の学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して1年以上の実務の経験を有する者
- (2) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して3年以上の実務の経験を有する者
- (3) 知事が前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者
- (4) 建築に關し、7年以上の実務の経験を有する者

第2 申込み手続

又は建築士法第15条第1号および第2号に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有することの認定資料となるべき書類等

- (1) 申込み期間
 昭和38年5月20日から同年5月31日まで (郵送の場合は、この期間の消印あるものに限ります。)
- (2) 申込みの方法

イ 申込み郵便紙の請求先

県土木部建築課及び郡家、倉吉、米子、根雨の各土木出張所 (以下「土木出張所」という。)(郵送で請求する場合は、表に【2級建築士試験申込用紙請求】と朱書きし、所要の郵便切手をはったあと先明記の返信封筒を必ず同封してください。)

ロ 申込み書類の提出

受験申込書に次の書類等を添付して、県建築課又は土木出張所に提出してください。

- ① 実務経歴書
- ② 受験票
- ③ 証明書その他の書類
- ④ 受験資格があることを証明する書類 (これらの書類が得られない場合にはこれ等に代る書類)

又は建築士法第15条第1号および第2号に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有することの認定資料となるべき書類等

イ 写真 (受験票にちよう付すること。)

申込み前6月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で縦5.5センチメートル横4センチメートルのもの

ハ 受付

県建築課及び土木出張所で受け付けたときは、受験票に受験番号と係員の印を押しして申込者に渡します。

第3 試験期日、場所、携行品及び合格の通知等

(1) 試験の期日及び時間制

- 第1日 7月27日 (土曜日)
 午後2時から午後3時30分まで 建築施工
- 午後3時45分から午後5時15分まで 建築法規
- 第2日 7月28日 (日曜日)
 午前9時から午前10時30分まで 建築構造

| | | | | | | | |
|--|---|-----|---|---|---|--------|-----|
| <p>午前10時45分から午後0時15分まで 建築計画 午後1時から午後5時30分まで 建築設計製図 備考 メートル法が採用されます。</p> <p>(2) 試験の場所 鳥取市東町2丁112 鳥取西高等学校</p> <p>(3) 携行品 イ 受験票 ロ 鉛筆、小刀、消ゴム、20センチメートル・30センチメートルの物指（丁定期は禁止）、コンパス、 デバイダー ハ 厚食 ニ 上ぞうり （注）法規集の持込は禁止します。</p> <p>(4) 合格の通知及び発表 試験に合格した者には、本人に通知するとともに、 県建築課において公告し、試験科目のうち1科目以上の合格点を得たものには、その旨本人に通知します。発表の期日は、昭和38年9月上旬の予定です。</p> | <p>注 意</p> <p>イ 申込み後、住所、勤務先等を変更したときは、直ちに県建築課へ連絡してください。</p> <p>ロ 詳細については、建築士法同法施行令（昭和25年政令第201号）同法施行規則（昭和25年建設省令第39号）を参照のうえ、不明の点は県建築課又は土木出張所に問い合わせてください。（通信による場合は所要の郵便切手をはったあて先明記の封筒又は葉書を同封のこと。）</p> <p>正 誤</p> <p>昭和三十八年三月十五日付け鳥取県告示第百八号中次の箇所誤りがあつたので訂正する。</p> <table border="1"> <tr> <td>頁</td> <td>誤</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>宇米兼河原平</td> <td>河原平</td> </tr> </table> | 頁 | 誤 | 正 | 1 | 宇米兼河原平 | 河原平 |
| 頁 | 誤 | 正 | | | | | |
| 1 | 宇米兼河原平 | 河原平 | | | | | |

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一冊月額二五〇円（郵送料別）